

気象警報等発令時の対応 (部分は令和 5 年度変更)

(1) 気象警報について (赤字部分、令和 4 年 9 月より変更)

神戸市に、**大雨警報 (浸水害)**、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報のいずれか一つ、あるいはこれらを含む複数の警報が発令されているときは次の通りとする。

- | | |
|------------------------|--|
| ① 午前 7 時の時点で警報発令の場合 | 自宅で待機する |
| ② 午前 10 時までに解除された場合 | 4 校時から授業 (4・5・6 校時の用意)
<u>11 時 25 分</u> に登校 |
| ③ 午前 10 時を過ぎても警報発令中の場合 | 臨時休業 (部活動・各種学校行事も中止)
(午前 10 時以降、いつ解除されても) |
| ④ 登校後に警報が発令された場合 | 発令時刻、気象条件、通学路状況を考慮する。
生徒の下校等は学校よりすぐーるで配信する。 |

※「大雨警報 (土砂災害)」のみ発令されている状況においては、学校長判断で授業を実施する。

(2) 津波警報について

兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発令されているときは、次の通りとする。

- | | |
|------------------------|--|
| ① 学校外にいる場合 | 発表の内容に従い、安全な場所に避難すること。 |
| ② 午前 10 時までに解除された場合 | 午後から登校する (5・6 校時の用意)
<u>13 時 00 分</u> に登校 |
| ③ 午前 10 時を過ぎても警報発令中の場合 | 臨時休業 (部活動・各種学校行事も中止)
(午前 10 時以降、いつ解除されても) |

(3) 登校時に地震 (震度 5 弱以上)・津波警報が発令された場合

- | |
|--|
| ① 生徒が在校中、震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、引き渡しによる下校を行う。 |
| ② 津波警報が発令された場合には、広域避難を行い、本山中学校へ避難する。 |

(4) 家庭連絡の方法

- | |
|------------------------------------|
| ① 自宅待機の解除など、連絡がある場合にはすぐーるで家庭連絡を行う。 |
| ② 学校ホームページにも同様の内容を掲載する。 |

(5) 学校給食について

午前 10 時までに解除された場合、給食あり

※臨時休校の場合でも午前 7 時の時点で調理が始まっているため、給食費の返金なし。